

## 個人情報ファイル簿（単票）

令和5年7月14日作成

個人情報ファイルの名称	住民情報ファイル（後期高齢者保険料）	
市の機関の名称	角田市	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部 税務課	
個人情報ファイルの利用目的	後期高齢者保険料に係る事務を行うため	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 性別、4 生年月日、5 宛名番号、6 個人番号、7 世帯番号、8 被保険者番号、9 高齢管理番号、10 資格情報、11 課税情報	
記録範囲	角田市に住民票のある75歳以上の高齢者及び65歳以上75歳未満の障害者で宮城県後期高齢者医療広域連合が認めた者、他県の住所地特例視察に住所を有する75歳以上の者（65歳～74歳で一定以上の障害のある者）	
記録情報の収集方法	宮城県後期高齢者医療広域連合からのデータ提供、住民基本台帳システム、税申告情報、市町村への所得照会	
記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	宮城県後期高齢者医療広域連合、宮城県国保健康保険団体連合会	
開示請求等を受付する組織の名称及び所在地	（名称）総務部 総務課 総務係	
	（所在地）981-1592 角田市角田字大坊 41	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル） →紙媒体の有無（政令第21条第7項に該当するファイル） <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号（マニュアル（手作業）処理ファイル）
備考		